

地方税法施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）による改正後）（抄）……………1



○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）による改正後）（抄）

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の五 略

2～4 略

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～八 略

九 雇⽤者給与等支給額 法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇⽤者に対する給与等の支給額をいう。

十～十二 略

6～10 略

### 第三節の三 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例

第五十九条の三 青色申告書を提出する法人が、令和七年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この項において「対象事業年度」という。）において、特許権譲渡等取引（居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。）若しくは内国法人（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除く。）

以下この項において同じ。）に対する特定特許権等の貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三十に相当する金額は、当該対象事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該法人が当該対象事業年度において行った特許権譲渡等取引（特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行った特許権譲渡

等取引にあつては、その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合における当該特許権譲渡等取引に限る。以下この号において同じ。）に係る特定特許権等のいずれについてもその特定特許権等に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額として政令で定める金額が当該法人の令和七年四月一日前に開始した事業年度において生じていない場合又は当該対象事業年度が令和九年四月一日以後に開始する事業年度である場合 当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引ごとに、(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額のうちに(3)に掲げる金額の占める割合(2)に掲げる金額が零である場合には、零)を乗じて計算した金額を合計した金額

(1) 当該特許権譲渡等取引に係る所得の金額として政令で定める金額

(2) 当該対象事業年度及び当該対象事業年度前の各事業年度(令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。)において生じた研究開発費の額のうち、当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額として政令で定める金額の合計額

(3) (2)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

ロ イに掲げる場合以外の場合 (1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額のうちに(3)に掲げる金額の占める割合(2)に掲げる金額が零である場合には、零)を乗じて計算した金額

(1) 当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引に係る所得の金額として政令で定める金額の合計額

(2) 当該対象事業年度及び当該対象事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において生じた研究開発費の額の合計額

(3) (2)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

二 当該対象事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2  
18  
略